

重要事項の説明書

訪問看護サービスの開始にあたり、厚生省令第 37 号 第 74 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

指定老人訪問看護事業者名称	医療法人慶北会 花田病院
主たる事務所の所在地	美唄市大通東 1 条北 2 丁目 2-5
老人訪問看護ステーション名称	訪問看護ステーション よろこび
所在地	美唄市大通東 1 条北 2 丁目 1 番 5 号 カーサーイツキⅡ
電話番号等	電話 0126-62-2171 FAX 0126-62-2176
老人訪問看護ステーションコード	61.9002.5
指定事業所番号	0166190025
開設年月日	平成 12 年 2 月 10 日
実施地域	美唄市・奈井江町
管理者	三輪 真由美

2. 訪問看護の目的

在宅で主体性を持って健康の自己管理と必要な資源を自ら活用し、生活の質を高める事が出来るようになる事を目指し、健康を阻害する因子を日常生活の中から見出し、健康の保持、増進、回復を図り、あるいは疾病や障害による影響を最小限に留める。

3. 運営方針

健康保険法、老人保険法及び介護保険法の基本理念が具現されるように配慮するとともに、他の保険、医療又は福祉サービスとの密接な連携を図り、地域との結びつきを重視した運営を行なう。

4. 営業日及び営業時間

営業日は祝祭日を除く月曜日から土曜日までとする。但し、次の期間については休日とします。

12 月 31 日～1 月 3 日 (年末・年始)

8 月 15 日 (お盆)

営業時間は 9 時 00 分から 17 時 00 分までとします。

但し、土曜日は 9 時 00 分から 12 時 30 分までとします。

5. 事業所の従員数及び勤務の体制

職 種	従事する業務内容	人 員		
		常 勤	非常勤	計
管理者	職員管理業務	1		1
看護師	サービス利用の受付 訪問看護計画の作成 訪問看護サービスの提供	1	2	3

勤務時間	管理者	常勤で勤務	(8 : 45～17 : 00)
	看護師	常勤 非常勤	(8 : 45～17 : 00)

6. 訪問看護の内容

医師の指示に基づき病状の観察を行なう。

- (1) 体位変換、食事、排泄の介助を行なう。
- (2) 清拭、洗髪、入浴の介助を行なう。
- (3) 褥瘡の処置、カテーテル等の管理を行なう。
- (5) 機能訓練によるリハビリテーションを行なう。
- (6) 利用者の家族に対し介護指導を行なう。
- (7) かかりつけ医師へ連絡調整及び報告を行なう。
- (8) 行政機関や他事業所利用者に関する情報提供や調整を行なう。

7 .苦情処理について

利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合何時でも苦情を申し立てる事が出来ます。

訪問看護ステーション よろこび 苦情処理事務局に原則として書面で申し立てして下さい。必要に応じ口頭による申し立てを認めます。調査、改善策を円滑かつ迅速に対処します。

苦情受付体制について別紙参照。

8. 事故・問題発生時の対応

事故・問題が発生した場合利用者の状態を確認し、必要な処置を行います。事故・問題の発生状況、利用者の状態について「事故報告書」に記録を残し、管理者より利用者様のご家族に報告をします。必要であれば関連部署、市町村にも連絡をします。

発生した事故・問題に対して、管理者は職員と発生した事故・問題について「事故報告書」を基に対処方法を検討・決定し是正処置を行います。原因を職員と共に究明し、再発防止

に努めます。

急変時の連絡方法について別紙参照。

9.利用料に関する事項

- (1) ご利用になるサービスが、介護保険法の適用を受ける場合原則として1～3割の自己負担となります。医療保険法の適用を受ける場合総額の1～3割の負担と訪問看護ステーション よろこびが定める交通費をお支払い頂きます。
- (2) 月末にまとめて請求書を発行しお支払い頂きます。ご希望により毎回請求書を発行してお支払い頂く事ができます。
料金表について別紙参照。

10.利用料の滞納

- (1) 利用者が正当な理由なく事業所に支払うべき利用料の自己負担分を2ヶ月以上滞納した場合には事業者は利用者に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがない時はこの契約を解除する旨の勧告をする事が出来ます。
- (2) 利用者が期間内に滞納額の支払いをしなかった時は文書をもって契約を解除する事が出来ます。
- (3)

11.契約.解約について

- (1) 事業者は、利用者に対し十分な説明と確認の基に同意があった場合、一定の契約期間を定めて契約書を交わします。
- (2) 契約期間満了までに、利用者から事業者に対して、文書による契約の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

12.個人情報保護について

- (1)個人情報の有益性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する事を目的に個人情報保護規程を定め取り組んでいます。
個人情報保護規程について別紙参照。

13.ハラスメント・虐待について

- (1) 事業所として暴力・ハラスメント・虐待等発生時の管理者の役割や相談、対処方法のルールを定め対応し、職員に対するハラスメント研修及び虐待研修の実施に取り組んでいきます。
ハラスメントについて別紙参照

14. 業務継続計画について

(1) 感染症や非常災害の発生時におけるサービスの提供を継続するため「業務継続計画」の策定、看護師等への周知・研修・訓練の実施を行っています。

付則

1. この重要事項の説明書は平成 12 年 5 月 18 日から実施する。
2. 平成 23 年 11 月 1 日一部改正
3. 平成 24 年 5 月 25 日一部改正
4. 平成 28 年 10 月 31 日一部改正
5. 令和 4 年 12 月 1 日 一部改正
6. 令和 5 年 3 月 1 日 一部改正
7. 令和 6 年 6 月 1 日 一部改正

説明日 令和 年 月 日

当事行所は、訪問看護サービスの開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

事業所所在地 美唄市 大通東 1 条北 2 丁目 1 番 5 号 カーサーイツキⅡ
事業所名 医療法人慶北会花田病院 訪問看護ステーションよろこび

管理者 三輪 真由美 印

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けた事を確認するとともに、別添 利用料金表・パンフレットに示された事業者のサービス内容に同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者の家族等 住所 _____

氏名 _____ 印